

(参考例)

7 指定訪問リハビリテーション(指定介護予防訪問リハビリテーション)事業所の運営規程の例
(最終改訂2024年3月31日)

●●●● (事業所名) 運営規程

(指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション)

(事業の目的)

第1条 医療法人△△会が開設する●●●● (事業所名) (以下「事業所」という。)が行う指定訪問リハビリテーション及び指定介護予防訪問リハビリテーション(以下「指定訪問リハビリテーション等」という。)の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)にある高齢者等に対し、適正な指定訪問リハビリテーション等を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業においては、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その必要なリハビリテーションを行うことにより、心身の機能の維持回復を図るものとする。

2 事業所は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施に当たっては、地域との結び付きを重視し、関係市町及び他の居宅サービス事業者、その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

5 指定訪問リハビリテーション等の提供に当たっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 ●●●● (事業所名)

(2) 所在地 香川県〇〇市〇〇丁目〇番〇号 〇〇ビル〇階

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

(1) 医師 〇名以上

医師は、訪問リハビリテーション等の提供に当たって、従業者へ指示を行うとともに、利用者の病状に応じた医学的管理を行う。

(2) 理学療法士 〇名以上

コメントの追加 [S1]: この運営規程の例はあくまで参考例であり、記載の仕方やその内容は基準を満たす限り、任意様式で差し支えない。

コメントの追加 [S2]: 介護予防事業をおこなっていない場合は不要な箇所を削除する事

コメントの追加 [S3]: 各事業所の開設を申請した事業者名(法人)を記載する。

コメントの追加 [S4]: 虐待の防止等の対策を講じる事は令和6年4月1日より義務付けられている

コメントの追加 [S5]: 建物の一部である場合等は、建物名(ビル名)・階等明記する。

コメントの追加 [S6]: 従業員の「員数」は日々変わりうるものであるため、居宅基準第5条において置くべきとされている員数を満たす範囲において「〇人以上」と記載することも差し支えない。

(3) 作業療法士 ○名以上

(4) 言語聴覚士 ○名以上

理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の指示及び訪問リハビリテーション計画(介護予防訪問リハビリテーション計画)に基づき、利用者の心身の維持回復を図るために必要なリハビリテーション、指導等行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日 ○曜日から○曜日までとする。

ただし、国民の祝日及び○月○日から○月○日までを除く

(2) 営業時間 午前○時から午後○時までとする。

(3) サービス提供時間 午前○時から午後○時までとする。

(4) 延長サービス可能時間帯 提供前 ○時～○時
提供後 ○時～○時

(利用定員)

第6条 事業所の指定訪問リハビリテーション等の利用定員は○○人とする。

(指定訪問リハビリテーション等の利用料及びその他の費用の額)

第7条 指定訪問リハビリテーション等を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、指定訪問リハビリテーション等が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 前項の利用料等のほか、次条の通常の事業の実施地域を越えて行う指定訪問リハビリテーション等に要した交通費は、その実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル未満 ***円
- ・ 通常の事業実施地域を越えた地点から、片道○○キロメートル以上 △△△円

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する文書に署名(記名)を受けるものとする。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、○○市(島しょ部除く。)、□□郡△△町の区域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第9条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について訪問リハビリテーション等従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

コメントの追加 [S7]: 営業日・営業時間は利用者からの相談や利用受付等が可能な時間を記載する。

コメントの追加 [S8]: ・サービス提供時間は利用者に対するサービス提供が可能な時間を記載する。
・単位や曜日によってサービス提供時間が変わる場合はその単位や曜日ごとに時間を記載する。

コメントの追加 [S9]: 虐待の防止に係る措置は、令和6年4月1日より義務化となり必ず「運営規程」に定めておかなければならない事項となっている。

- (3) 訪問リハビリテーション等従業者に対し虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置する。
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町に通報するものとする。

（苦情処理）

第10条 事業所は、提供した指定訪問リハビリテーション等に関する利用者及びその家族からの苦情に対して、迅速かつ適切に対応するため、担当職員を置き、解決に向けて調査を実施し、改善の措置を講じ、利用者及び家族に説明するものとする。

（事故発生時の対応）

第11条 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに関係市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

- 2 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

（その他運営に関する重要事項）

第12条 事業者は、訪問リハビリテーション等従業者等の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- (1) 採用時研修 採用後○か月以内
- (2) 継続研修 年●回

- 2 事業所は、適切な指定訪問リハビリテーション等の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより訪問リハビリテーション等従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
- 3 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、指定訪問リハビリテーション等の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 4 事業所は、訪問リハビリテーション等従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。また、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業所は、当該指定訪問リハビリテーション等事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。また、サービス担当者会議等において利用者及びその家族の個人情報を用いる場合は利用者及びその家族の同意を、あらかじめ文書により得ておく。
- 6 事業所は、利用者に対する指定訪問リハビリテーション等の提供に関する記録等を整備し、その完了の日から5年間保存するものとする。

コメントの追加 [S10]: 令和4年4月1日より「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」等の規定に基づき「職場におけるハラスメント」の防止のための雇用管理上の措置を講じることが全ての事業所に義務付けられている。

コメントの追加 [S11]: 業務継続計画の策定は、令和6年4月1日より義務付けされている。

コメントの追加 [S12]: 感染症の予防及びまん延の防止のための措置を講じることが、令和6年4月1日より義務付けられている。

コメントの追加 [S13]: 「香川県社会福祉施設等の人員、設備、運営等の基準等に関する条例」に規定されている。

7 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は**法人△△と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成〇年〇月〇日から施行する。

この規程は、令和〇年〇月〇日から施行する。

コメントの追加 [S14]: 運営規程の変更があった場合、変更履歴を残すために附則を付けておく。